

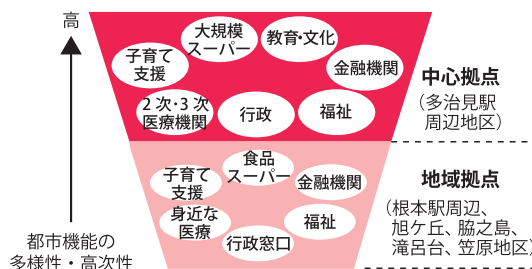
7 誘導施設（機能）

「誘導施設」とは、**都市機能誘導区域ごとに設定する立地を誘導すべき施設**であり、**都市機能誘導区域外で誘導施設を建築する場合などには、市への届出が必要**になります。

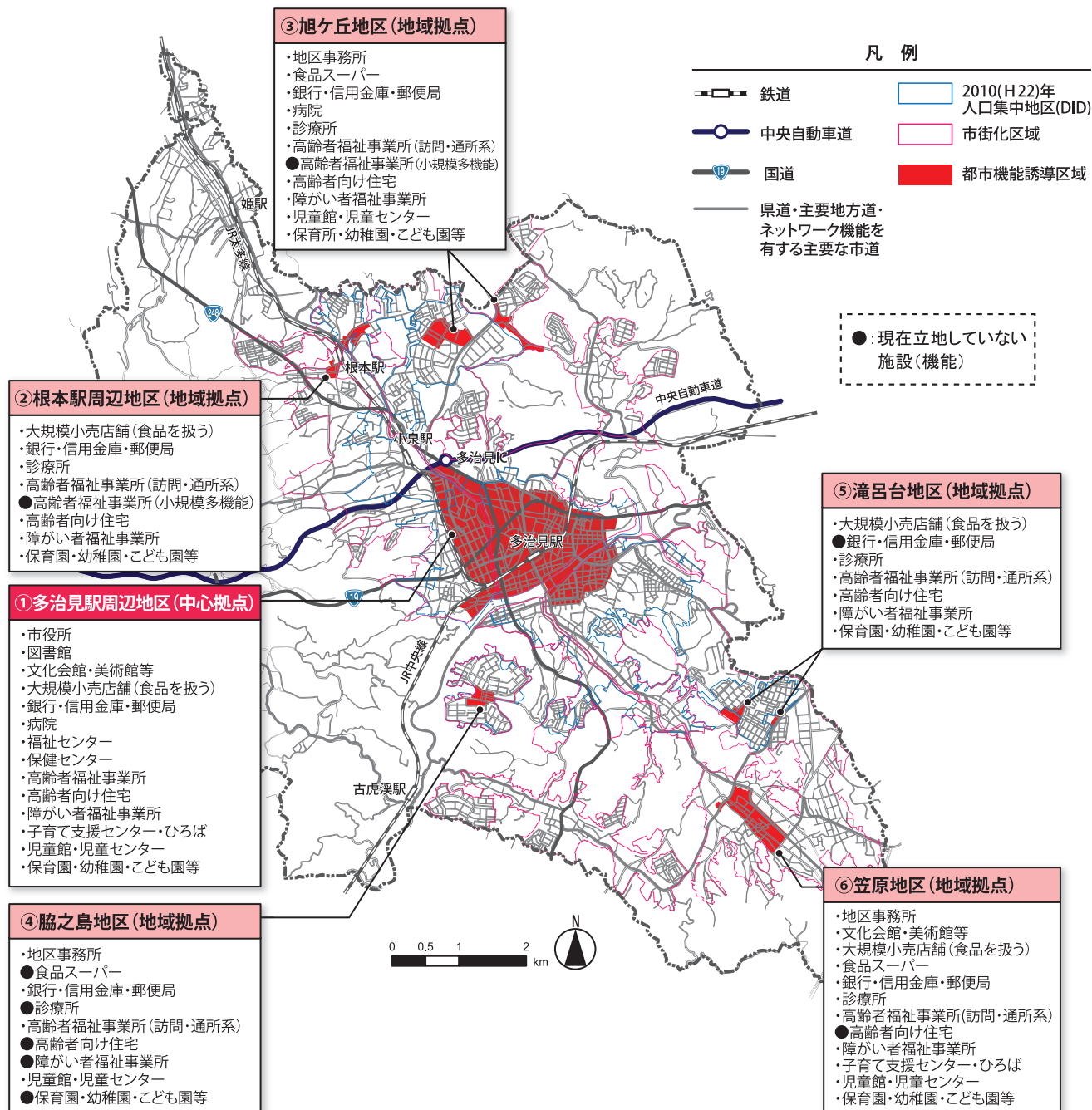
本市においては、公共施設の複合化等を考慮し、建物ではなく**機能を示す**ものとし、誘導施設（機能）設定の基本方針に基づき、各拠点における誘導施設を設定します。



【各拠点における誘導施設（機能）のイメージ】



【都市機能誘導区域と誘導施設（機能）】



8 誘導施策

本市が目指す「ネットワーク型コンパクトシティの実現」に向け、誘導区域内へ緩やかに人口や都市機能を誘導するため、都市機能誘導区域と居住誘導区域において以下のような施策を展開するとともに、「多治見市地域公共交通網形成計画」と連携し、公共交通ネット

ワークの維持・構築に向けた施策を実施します。

なお、誘導区域外の地域については、従来どおり「多治見市総合計画」に基づいた各種行政サービスを提供していきます。

都市機能を維持・誘導するための施策 【都市機能誘導区域】

- ① 中心市街地活性化
- ② 公共施設の再編
- ③ ヒートアイランド対策
- ④ 届出制度の活用（6 ページ参照）
- ⑤ 今後検討が必要な施策（国補助・税制措置等の活用、誘導施設立地助成など）

居住を誘導するための施策 【居住誘導区域】

- ① 良好な居住環境の整備
- ② 良好・安心な住宅の供給
- ③ 都市基盤の整備
- ④ 居住地の安全対策
- ⑤ 暮らし続けられる地域づくり
- ⑥ 都市計画制度の活用
- ⑦ 届出制度の活用（6 ページ参照）
- ⑧ 今後検討が必要な施策（戸建住宅・集合住宅立地支援事業など）

公共交通の利便性向上のための施策

- ① 拠点間をつなぐ移動手段の確保
- ② 拠点内の移動手段の確保
- ③ 公共交通の利用環境の向上
- ④ 公共交通の利用促進
- ⑤ 今後検討が必要な施策（「多治見市地域公共交通網形成計画」の見直し）

9 数値目標の設定

本計画では、本市の最上位計画である「多治見市総合計画」の見直しにあわせ、4年ごとに施策の効果を定量的に把握するとともに、計画の改善・見直しを行

うため、「立地適正化に向けた誘導方針」に定めた3つの誘導方針に対応した数値目標を設定します。

誘導方針	評価指標	数値目標
誘導方針① 中心拠点・地域拠点への都市機能の誘導	評価指標① 都市機能誘導区域内の誘導施設の延べ機能数	現在（2017年度）  42 機能 将来（2040年度）  62 機能
誘導方針② 拠点を中心とした公共交通利便性の高い地域への居住の誘導	評価指標② 居住誘導区域内の人口密度	現在（2010年度）  46 人/ha 将来（2040年度）  43 人/ha ※何もしないと…  37 人/ha
誘導方針③ 拠点間をつなぐ基幹的な公共交通ネットワークの維持・構築	評価指標③ 路線バスの乗車人数	現在（2010年度）  約210万人/年 将来（2040年度）  約210万人/年

10 届出制度

誘導区域外における住宅や誘導施設（機能）の整備動向を把握するため、都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域内外と居住誘導区域外において届出

制度を運用します。

以下のような行為を行う場合は、その行為に着手する30日前までに市長への届出が必要になります。

都市機能誘導区域内外における届出

【届出が必要な行為】

① 都市機能誘導区域外

● 開発行為

・ 誘導施設（機能）（※「7 誘導施設（機能）」参照）を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

● 建築等行為

- ・ 誘導施設（機能）を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し誘導施設（機能）を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し誘導施設（機能）を有する建築物とする場合

② 都市機能誘導区域内

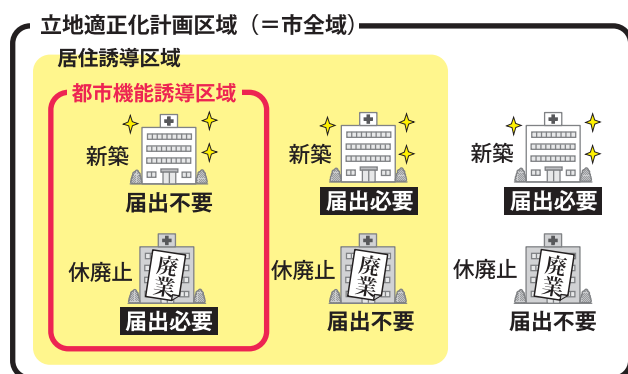
● 休廃止

- ・ 都市機能誘導区域内で誘導施設（機能）を休止または廃止しようとする場合

注意：都市機能誘導区域内であっても、誘導施設（機能）の種類によっては、開発行為や建築等行為において届出が必要な場合があります。詳細は「届出の手引き」をご確認ください。

【誘導施設（機能）の届出イメージ】

例）中心拠点において「病院」を新築または休廃止する場合



居住誘導区域外における届出

【届出が必要な行為】

● 開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

● 建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

【居住誘導区域外における届出イメージ】

